

令和7年度版

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業

(北部・離島地域振興) 補助金

実 施 の 手 引 き

石垣市農林水産商工部 農政経済課

沖縄県農林水産部流通・加工推進課

目次

1	申請から支給までの手続き	1
2	補助金の交付決定について	2
3	補助対象経費について	2
4	補助対象品目について	2
5	輸送重量について	3
6	輸送金額について	3
7	補助単価について	4
8	遂行状況の報告について	5
8-2	添付資料について	5
9	書類のまとめ方について	8
10	事業内容の変更について	8
11	事業の中止等について	8
12	実績報告について	9
13	補助金の支払いについて	11
14	書類の整理・保管について	11

～参考資料～

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業(北部・離島地域振興) 補助金 交付要綱

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業(北部・離島地域振興) 補助金 実施要領

はじめに

「おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（北部・離島地域振興）補助金」は、北部市町村及び離島市町村が定める地域特産物を域外に出荷する団体等に対し、域外出荷に要する輸送費について、市町村が予算の範囲内で補助金を交付するものです。

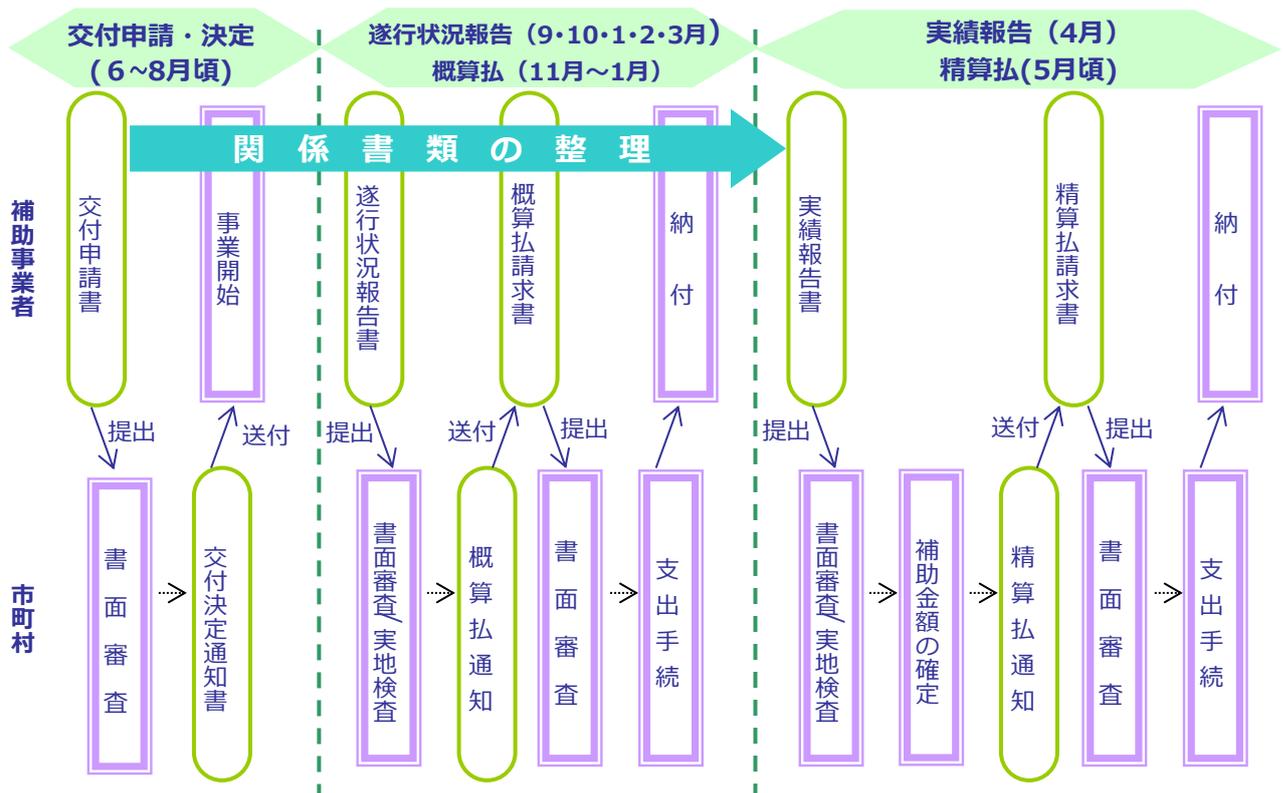
補助事業者は、誠意をもって事業を遂行しなければならないのはもちろんのこと、沖縄農林水産物条件不利性解消事業費補助金交付要綱（以下「国要綱」という。）やおきなわ農林水産物県外出荷促進事業（北部・離島地域振興）補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）、市町村の通知等に従っていただく必要があり、市町村はその指導監督を行うこととなっています。補助事業を行う際は、事前にこの手引きをよく読み、手順に従って事務を進めていただくようお願いいたします。

1 申請から支給までの手続き

補助金の申請から支給までの事務手続は下図のとおりです。

補助事業者においては、日ごろから必要書類等を整理するなど、各手続きについて事前に準備を行い、各種報告の提出期限を厳守しなければなりません。

<おきなわ農林水産物県外出荷促進事業の標準フロー>



2 補助金の交付決定について

補助事業者から提出された交付申請書について、内容が適切と認められたものに対し、市町村から右図のような交付決定通知書を送付します。

交付申請書を始めとして、市町村への関係書類・及び補助事業者が提出する書類は、全て5年間保管しておく必要があります

沖縄県指令農第●号
交付決定番号

例

那覇市●●
●●組合
組合長 ●●

令和7年●月●日付けで申請のあった令和●年度おきなわ農林水産物県外出荷促進事業(県外出荷促進)補助金については、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)第4条第1項及びおきなわ農林水産物県外出荷促進事業(県外出荷促進)補助金交付要綱第8条の規定により、次の条件を付して、●●円を交付します。

令和●年●月●日
交付決定年月日

交付決定額

例) 県通知の場合
各市町村で文言は異なります。

3 補助対象経費について

補助の対象となる経費は、地域特産物を域外の卸売市場や小売業等の事業者へ出荷するのに要する輸送費の全部又は一部になります。

ただし、一部、対象外となるものがありますので、注意してください。

<対象外の例>

- ・個人(消費者)への出荷(配送)
- ・試供品等
- ・出荷先へ送料を請求できる場合
- ・輸送費相当分が別で収入がある場合
- ・社内取引(出資関係図に示される完全支配関係があるグループ内企業間の取引)

4 補助対象品目について

補助の対象となるのは、県内で生産された農林水産物(水産物については県内で水揚げされたもの)のうち市町村が定める品目及びその一次加工品になりますので、申請を行う市町村にご確認ください。

※一次加工品とは、市町村が定めた県産農林水産物を当該市町村内で加工し、飲食料品の原料又は材料として販売するものをいいます。

5 輸送重量について

出荷品目ごとの輸送重量が、kg単位で確認できなければなりません。

【例】「●箱」、「●ケース」、「コンテナ●個」→×

請求書に記載のない場合は、確認できる書類を添付してください。

【留意事項】

- (1) 水産物（鮮魚等）において、保存のために氷を詰めて空輸している場合、氷の重量も含めて輸送費用に含まれているのであれば、運送業者の請求書で確認できるものは補助対象とします。
- (2) 請求書内に記載されている代引き手数料は含まれません。
- (3) 観葉鉢物については、船舶・航空輸送の全てにおいて、以下の標準重量（鉢サイズ別）を適用することとします。

	規 格	重 量
1	2寸以上 3.5寸未満	0.1kg
2	3.5寸以上 4.5寸未満	0.5kg
3	4.5寸以上 6寸未満	1.0kg
4	6寸以上 8寸未満	2.0kg
5	8寸以上 9寸未満	5.0kg
6	9寸以上 尺2未満	10.0kg
7	尺2以上	20.0kg

6 輸送金額について

出荷品目ごとの輸送金額が、税抜で確認できなければなりません。請求書に税込み額のみ記載されている場合は、**輸送金額（税込）÷1.1 ※小数点以下切り捨て** で税抜額を算出し、余白に記載してください。

請求書に記載のない場合は、確認書類を添付してください。

参考 ～請求書に記載のある輸送金額に含めて計上できるもの～

航空・船舶 ともに○	運賃 中継料	発地料金 配達料	着地料金 チルド料金	(輸送)手数料
船舶のみ○	燃料調整金	コンテナリース料	荷役料	保管料

※コンテナリース料は、出荷のみ計上できます。

7 補助単価について

補助単価は、以下(1)(2)のうち、**低い方が補助単価**となります。

- (1) **年間輸送金額(税抜) ÷ 年間県外出荷量(輸送重量)**
= 年平均輸送単価(実費単価) ※小数点以下切り捨て
- (2) 交付要綱に規定されている**基準額**

《補助金要綱 別表第2(基準額)》

発地	着地	輸送方法	対象区分	基準額(円/kg)	発地	着地	輸送方法	対象区分	基準額(円/kg)		
沖縄本島	県外	航空	青果物	50	南大東島 北大東島	県外	航空	全区分	—		
			花き	62			船舶	全区分	—		
			畜産物	81			沖縄本島	航空	全区分	140	
			鮮魚等	71				船舶	全区分	8	
			モズク	88				多良間島	県外	航空	全区分
		青果物	17	船舶		全区分				—	
		船舶	花き	26		沖縄本島			航空	全区分	—
			畜産物	13			船舶		全区分	18	
			鮮魚等	12			石垣周辺 離島		県外	航空	全区分
			モズク	8				船舶		全区分	—
宮古島	県外		航空	全区分	96			沖縄本島	航空	全区分	—
		船舶	全区分	34	船舶	全区分			—		
	沖縄本島	航空	全区分	72	与那国島	県外		航空	全区分	170	
		船舶	全区分	18			船舶	全区分	—		
石垣島	県外	航空	全区分	98		沖縄本島	航空	全区分	—		
		船舶	全区分	32			船舶	全区分	—		
	沖縄本島	航空	全区分	82	沖縄本島 周辺離島	県外	航空	全区分	107		
		船舶	全区分	24			船舶	全区分	12		
久米島	県外	航空	全区分	182		沖縄本島	船舶	全区分	8		
		船舶	全区分	27							
	沖縄本島	航空	全区分	119							
		船舶	全区分	15							

備考 この表に定める発地又は着地の適用地域は以下のとおりとする。

(1) 沖縄本島周辺離島 伊平屋島、伊是名島、伊江島、津堅島、粟国島、渡名喜島、渡嘉敷島及び座間味村に属する離島、久高島

(2) 石垣周辺離島 竹富町に属する離島

(3) 「—」は、周辺地域の基準額を基に、知事が必要と認めた額

なお、離島から沖縄本島を経由して出荷する場合は「離島→沖縄本島」、「沖縄本島→県外」のそれぞれ個別の算定が必要です。

※沖縄本島を経由する場合は、請求書が離島から沖縄本島までの請求書と沖縄本島から県外までの請求書が分かれている場合をいいます。

【補助単価算定例】

- ① 出荷重量 バナナ100kg(航空) 輸送金額(税抜) 宮古島→本島(経由) ￥8,000
 $¥8,000 \div 100\text{kg} = \text{実費単価 } ¥80/\text{kg}$ …… 基準額が補助単価となります
 実費単価 $¥80/\text{kg} > \text{基準額(宮古島-本島 航空) } ¥72/\text{kg}$

- ② 出荷重量 バナナ100kg(船舶) 輸送金額(税抜) 本島→県外 ￥1,500
 $¥1,500 \div 100\text{kg} = \text{実費単価 } ¥15/\text{kg}$ …… 実費単価が補助単価となります
 実費単価 $¥15/\text{kg} < \text{基準額(本島-県外 船舶) } ¥17/\text{kg}$

8 遂行状況の報告について

補助事業者は、四半期ごと（第4四半期は各月の提出）の事業の遂行状況について、市町村が定める日までに報告を行わなければなりません。

提出すべき書類は次のとおりです。

- 1 遂行状況報告書（第5号様式）
- 2 遂行状況明細書、遂行状況明細書附属書類
- 3 添付書類（輸送費の請求書写し等）

8-2 添付資料について

補助金算定の根拠として、**1)出荷日、2)出荷品目、3)出荷先、4)輸送方法、5)輸送重量、6)輸送金額** が記載された請求書等を報告書に添付してください。

請求書等で1)～6)が確認できない場合は、確認できる資料（仕切書、発注書等。出荷取扱証明書でも可。）を追加で添付してください。

なお、市町村には書類のコピーを提出することとし、書類の原本は補助事業者において整理・保管を行わなければなりません。

【出荷取扱証明（例）】

(別紙様式)

記入例

市町村長 殿

令和 ● 年 ● 月分 出荷取扱証明

【おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（北部・離島地域振興）】 単位：kg

指定品目	輸送品目区分	仕向地	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	計
指定品目 （県外出荷等）	青果物	県外																
	野菜	沖縄本島																
	畜産物	※北部市町村の																
	鮮魚等	生産者は、沖縄本																
	毛皮	島を選択できませ																
	一次加工品(畜産物)	ん。																
一次加工品(花き)																		
一次加工品(畜産物)																		
一次加工品(鮮魚等)																		
小計①																		
指定品目以外②																		
合計③（⇒①+②）																		

遂行状況明細書附属書類における「輸送品目区分」、「仕向地」、「輸送方法」と同じようにセル内の項目を選択します。

「輸送重量の事実証明」に関する取扱事項

→原則として「請求書に記載された輸送重量」を記載すること。
なお、「トン」単位ならば、「キログラム」単位に変換すること。

→請求書に重量の記載がない場合（サイズの表記のみ）は、重量の確認出来る書類（送付状、納品書等）を添付すること。

委託者は、委託者に対して出荷取扱の証明を依頼するに当たり、下記のとおり自らの責任を表明する。

(1)この証明は、委託者の真実で作成した書面に對し、委託者に当該事実の確認を求めるとする。

(2)この証明に對し、当局から虚偽表示である旨の指摘を受けたときは、委託者が真実を負うものとする。

(3)この証明に對し、受託者より合理的な指摘があるときは、委託者の責任で当局に對して修正の申告等を行うものとする。

委託者は、委託者との取引事実の全体に照らし、不正または誤謬による重大な虚偽表示がないかどうかについて合理的な確認を確め、取引当事者の立場から全体として重大な虚偽表示がないことの意見を表明する。

令和 ● 年 ● 月 ● 日
 輸送委託者
 商号又は名称 ●●共同企業体
 代表者 代表取締役 ●● ●● [印]

令和 ● 年 ● 月 ● 日
 輸送受託者
 ●●会社 代表取締役 ●● ●● [印]

市町村長 殿

交付決定：
直近の
交付決定番号

交付決定
団体名
所在地
代表者名

市町村指令第●●号-■
●●共同企業体
●●市●●1-1-1
●●●●●

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業遂行状況報告書
(北部・離島地域振興)

令和●年●月●日付け交付決定の通知を受けたおきなわ農林水産物県外出荷促進事業（北部・離島地域振興）について同事業補助金実施要領の規定に基づき遂行状況を次のとおり報告します。

報告分の月を記載

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業遂行状況報告書
(令和●年7月～令和●年9月)

交付申請対象区分	青果物	輸送重量	補助単価	小計
沖縄本島	発地	着地		
	着地	着地		
宮古島	県外	船舶	9,000 kg	50 円/kg
	船舶	kg	円/kg	円
石垣島	県外	航空	3,000 kg	96 円/kg
	船舶	kg	円/kg	円
久米島	県外	航空	3,000 kg	72 円/kg
	船舶	kg	円/kg	円
南大東島又は北大東島	県外	航空	kg	円/kg
	船舶	kg	円/kg	円
多良間島	県外	航空	kg	円/kg
	船舶	kg	円/kg	円
石垣島周辺離島	県外	航空	kg	円/kg
	船舶	kg	円/kg	円
与那国島	県外	航空	kg	円/kg
	船舶	kg	円/kg	円
沖縄本島周辺離島	県外	航空	kg	円/kg
	船舶	kg	円/kg	円
合計				954,000 円

申請する地域特産物に該当する対象区分ごとに作成

補助単価：
「遂行状況明細書附属書類」の「1-3 補助単価の算定」で選定された「補助単価」を記載

遂行状況明細書の「実績額」合計と一致

遂行状況明細書

個別品目	区分	※周辺離島名	輸送区間		輸送方法	補助単価	申請する地域特産物に該当する対象区分ごとに作成												実績額(円)				
			発地	着地			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		計			
ゴーヤー	野菜		宮古島	県外	航空	96						10,000									10,000	960,000	
ゴーヤー	野菜		宮古島	沖縄本島	航空	72							5,000	5,000								10,000	720,000
マンゴー	果樹		宮古島	県外	航空	96						5,000	2,000	1,000								8,000	768,000
マンゴー	果樹		宮古島	県外	船舶	68						3,000										3,000	204,000
合計												18,000	7,000	6,000								31,000	2,652,000

周辺離島名：該当する場合のみ入力

補助単価：
「遂行状況明細書附属書類」の「1-3 補助単価の算定」で選定された「補助単価」を記載

区分：交付要綱の別表第1「区分」より

月別の「遂行状況明細書附属書類」のうち「1 輸送実績 ①補助対象輸送重量 (Kg)」と一致

記入例

遂行状況明細書附属書類						報告区分		2四半期	
1 輸送実績		輸送方法	航空	対象区分	青果物	9 月分			
※発送日	個別品目	輸送事業者	※周辺離島名	発地	着地	①補助対象 輸送重量(Kg)	②補助対象外 輸送重量(Kg)	③補助対象 輸送費(円)	④補助対象外 輸送費(円)
9/4	ゴーヤー	〇〇運送	周辺離島： 該当する 場合のみ 入力	宮古島	沖縄本島	2,000		250,000	
9/5	ゴーヤー	〇〇運送		宮古島	沖縄本島	1,000	800	100,000	50,000
9/6	ゴーヤー	〇〇運送		宮古島	沖縄本島	1,000	800	100,000	50,000
9/7	ゴーヤー	〇〇運送		宮古島	沖縄本島	1,000		150,000	
	マンゴー	(株)□□		宮古島	県外	500	800	100,000	50,000
	マンゴー	(株)□□		宮古島	県外	500		100,000	
	対象外	(株)□□		宮古島	県内			800	50,000
航空 小計						6,000	3,200	800,000	200,000

1-2 報告区分毎まとめ輸送方法【航空】						四半期毎の合計を記載してください	
※周辺離島名	発地	着地	⑤補助対象 輸送重量(Kg)	⑥補助対象 輸送費(円)	報告区分		
	宮古島	県外	3,000	600,000	1四半期		
	宮古島	沖縄本島	300	30,000	1四半期		
	宮古島	沖縄本島	500	2,000	1四半期		
	宮古島	沖縄本島	5,000	600,000	2四半期		
	宮古島	県外	1,000	200,000	2四半期		
航空 小計							

1-3 補助単価の算定 輸送方法【航空】							
※周辺離島名	発地	着地	⑤補助対象 輸送重量(Kg)	⑥補助対象 輸送費(円)	実単価 ⑥/⑤	基準額	補助単価
	宮古島	県外	4,000	800,000	200	96	96
	宮古島	沖縄本島	5,800	632,000	108	72	72
			0	0			0
			0	0			0
			0	0			0
			0	0			0
			0	0			0
			0	0			0
			0	0			0

発送日：
記載する欄が多くなるようであれば
発送日別の記載は省略しても構いません。
日を省略する場合、請求書等のうち
どの部分が対象外であるか、
コメントや見え消しを入れる等
わかるようにしてください。

輸送重量は
小数点以下切り捨て

報告区分：
「1 四半期」
「2 四半期」
「3 四半期」
「1 月分」
「2 月分」

「遂行状況明細書附属書類」は対象区分、輸送方法、月別に作成してください
補助対象外輸送重量、輸送費も記載してください（輸送事業者別でまとめて
記載）。
補助対象外分は品名は省略してください。

「1-2 報告区分毎まとめ」
「1-3 補助単価の算定」
補助単価算定のため
四半期毎の合計を記載してください
4, 5月、7, 8月、10, 11月分の附属書類では
空欄で構いません。

「発地」
「着地」を記載すると
実単価が計算されます

補助単価は個別品目別ではなく
「対象区分」「発地・着地」別で
算出します

周辺離島は島別で補助単価を算出

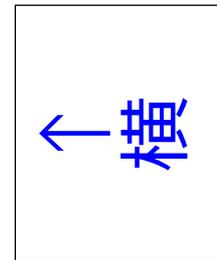
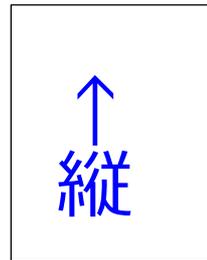
基準額：
交付要綱の別表第2「基準額」
から引用

補助単価：
「実単価」と「基準額」のうち
金額が低い方が選定されます

9 書類のまとめ方について

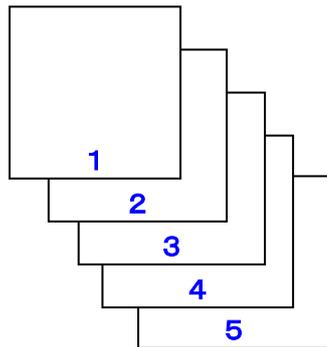
報告書や添付書類のサイズは、全てA4に統一してまとめ、保管してください。

また、用紙の向きは右図のとおりとします。



※資料のまとめ方

【例】



- 1 遂行状況報告書/実績報告書
- 2 生産出荷計画（計画/実績）
- 3 遂行状況明細書、附属書類
- 4 請求書（写）
- 5 請求書だけで確認できない内容の補足資料等

10 事業内容の変更について

補助事業を遂行する中で、実績額が交付決定額より **増える** 見込みがある場合、又は交付決定額に比べ **2割以上減る** 見込みがある場合は、交付決定額の変更手続きを行わなければなりません。

手続きを行う期間については、市町村から補助事業者あて通知しますので、定められた期日までに計画変更承認申請書（第5号様式）を県に提出しなければなりません。

11 事業の中止等について

交付決定の内容又は条件に不服がある場合は、交付決定通知を受けた日から20日以内に交付申請取下書（第4号様式）を市町村に提出しなければなりません。

また、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、遅滞なく中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を市町村に提出しなければなりません。

12 実績報告について

補助事業が完了した場合は、実績報告書（第8号様式）を市町村に提出しなければなりません。提出すべき書類は以下のとおりです。

- 1 実績報告書（第8号様式）
- 2 生産出荷計画（実績記載）
- 3 市町村に未報告分の実績に係る確認書類（3月分の遂行状況報告書含む）

年度の途中で事業が完了した場合は、30日以内に実績報告書を提出してください。
 年度末まで事業を行う場合の提出期限については、市町村から補助事業者へ通知します。定められた期日を厳守しなければ補助金の支払いを受けることができません。

※書類の記載方法、添付書類等については遂行状況報告と同様

様式

要領別記第8号様式 令和●●年●●月●●日

市町村長 殿

交付決定 市町村指令●●号-■■■
 団体名 ●●●●●●●●●●
 所在地 ●●●●●●●●●●
 代表者名 ●●●●●●●●●●

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（北部・離島地域振興）
補助金実績報告書

令和●●年●●月●●日付け市町村指令第●●号で交付決定の通知を受けたおきなわ農林水産物県外出荷促進事業（北部・離島地域振興）補助金について、同事業補助金実施要領の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施期間 令和●●年●●月●●日 ～ 令和●●年●●月●●日

2 事業の実績 別紙のとおり

3 交付決定の額及びその実績額
 (1) 交付決定額 ●●●●●●●● 円
 (2) 実績額 ●●●●●●●● 円
 (3) 差引 ●●●●●●●● 円

4 添付書類

別紙1（第8号様式関係）
1 令和●●年度 事業実績

交付申請対象区分	輸送区間		対象区分	輸送重量	補助単価	小計
	発地	着地				
沖縄本島	県外	航空	全区分	kg	円/kg	円
		船舶		kg	円/kg	円
宮古島	県外	航空		kg	円/kg	円
		船舶		kg	円/kg	円
	沖縄本島	航空		kg	円/kg	円
		船舶		kg	円/kg	円
石垣島	県外	航空		kg	円/kg	円
		船舶		kg	円/kg	円
	沖縄本島	航空		kg	円/kg	円
		船舶		kg	円/kg	円
久米島	県外	航空		kg	円/kg	円
		船舶		kg	円/kg	円
	沖縄本島	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
南大東島又は 北大東島	県外	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
	沖縄本島	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
多良間島	県外	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
	沖縄本島	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
石垣島周辺離島	県外	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
	沖縄本島	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
与那国島	県外	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
	沖縄本島	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
沖縄本島周辺離島	県外	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
	沖縄本島	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
合 計						円

13 補助金の支払いについて

補助事業者は、事業が完了して実績報告を提出し、市町村から補助額の確定通知があった場合に、補助金 **全額** の支払いを受けることができます。 【事業完了後】

ただし、遂行状況報告で県による確認が済んだ実績分については、補助事業者が希望する場合は概算払いにより補助金の **一部** の支払いを受けることができますので、市町村にご確認ください。

なお、概算払い時の補助単価は、遂行状況報告で確認が済んだ実績累計分から算出した値を使用します。

支払手続については、市町村から補助事業者に通知しますので、定められた期日までに精算払請求書（第10号様式）又は概算払請求書（第9号様式）を提出してください。

14 書類の整理・保管について

市町村から支払いを受けた補助金については、他の経費と明確に区分して経理の状況を明らかにするとともに、関係書類については全て、事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければなりません。

また、事業遂行中及び完了後においても、実地検査により市町村が内容確認を行う場合があります。補助事業者は、日頃から書類一式の整理・保管を徹底し、市町村からの内容確認に対応できるように準備しなければなりません。

～保管すべき書類～

- 市町村からの通知
- 市町村に提出した申請書、報告書の写し
- 市町村に提出した報告書等の添付書類原本
- 補助事業に係る輸送費の確認書類原本

※輸送費に係る請求書、領収書、送り状、仕切書、発注書等

※出荷先からの売買仕切り書、発注書、受領書等

- 出荷品目が地域特産物であることがわかる書類（生産・仕入関係書類）
- 補助金の収支（補助金の分配・使途含む）について記載した帳簿等